

2013年 4月25日

No.172

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 東 篤
富山市下新町 8-16
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

又市征治幹事長 社民党トップバッターとして安倍政権を鋭く批判

4月23日、**又市征治幹事長**は参議院における13年度政府予算審議において社民党のトップバッターとして国民生活破壊のアベノミクス、憲法改悪に奔走する安倍総理を強く批判しました。

又市幹事長、企業は賃下げで利益を積み上げたと指摘

又市幹事長は冒頭、この間の賃下げが日本経済に与えた影響を総理に質しましたが、総理は企業がデフレマインドに陥ったので内部留保を貯めたなどに見当違いな答弁を行い、安倍総理がデフレの原因についてまったく理解していないことを暴露しました。

また**又市幹事長**が数字をあげて、企業が賃下げによって利益を積み上げてきた事実を指摘し、総理の認識を質したにもかかわらず、これにもまともに答弁することはできず、多くの企業が賃上げに賛同しているなどと、何の根拠も示さず強弁しました。

又市幹事長は、内需が停滞しているから企業も投資できないという悪循環に陥っていると明快に指摘し、アベノミクスが小泉構造改革の焼き直し、つまり雇用の不安定化、格差拡大を拡げる、といったことにならないようにと警鐘を鳴らしました。



総理が96条改正に取り組むのは憲法違反だ！

又市幹事長は、政治権力の最高責任者である総理が「憲法改正、第96条改正に取り組む」と言うのは第99条の国务大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う、という規定に違反し許されないと批判しました。これに対し総理は、自分は自民党の総裁でもあり、参院選に向け憲法に関する見解を述べる義務を負っていると、問題をすり替えました。

さらに**又市幹事長**は、過半数を占める政権与党による安易な改憲発議を避け、野党も賛同できるような合理的内容をもって国民に提案することを予定して96条の規定はあるので、多くの国でも同種の手続きが存在している、と重ねて96条の意義を問い質しました。総理はこれに対しても国民の60~70%が改正を望んでも3分の1を超える国会議員が反対したら改正できないのはおかしいと、少数意見尊重の原則をまったく踏みにじった答弁を行いました。

また**又市幹事長**が公明党の太田国交大臣に96条改正は内閣の合意かと質したのに対し、大臣は連立政権合意にもとづいて内閣の一員であると、事実上、内閣の合意であることを否定し、憲法問題にかんして安倍総理とは認識が違うことを示唆しました。

又市幹事長は、最後に憲法96条の改正に反対をする闘いへの決意を表明して質問を締めくくりました。